

BizLink メール & ウェブサービス利用規約【新旧対照表】

旧	新
第4条（サービスの品目及び内容） 3. 当社は、契約者の同意を得ることなく本サービス内容を変更することができるものとする。当社が、本サービス内容を変更する場合、事前に契約者へその旨通知するものとする。	第4条（サービスの品目及び内容） 3. 当社は、本サービス内容を変更することができるものとする。この場合には、変更後の規約の内容および効力発生時期を、当社のWebサイト（ <a href="https://www.nttbiz.com/tariff/">https://www.nttbiz.com/tariff/</a> ）上への掲載その他適切な方法により周知します。 4. 变更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なく本サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと判断したときは、当社は契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特段の異議なく承諾したものと判断したときは、当社は契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特段の異議なく承諾したものと判断したときは、当社は契約者がかかる変更に同意したものとみなします。
第5条（サービスの終了） 3. 申込者は、本規約に定めるほか、当社が別に定める方法・手順に同意した上で、利用申込を行うものとする。	第5条（サービスの終了） 3. 申込者は、本規約に定めるほか、当社のWebサイト（ <a href="https://www.nttbiz.com/tariff/">https://www.nttbiz.com/tariff/</a> ）上への掲載した各サービス毎の申込書等に記入・同意した上で、利用申込を行うものとする。
第10条（最低利用期間）  2. 契約者の責に帰すべき事由、又は契約者の都合により、前項に定める最低利用期間内に利用契約が解除又は解約された場合、契約者は、当社又は請求事業者に対して最低利用期間の残余の期間に対応するサービス料金（基本額の部分に消費税等相当額を加算した額とする。以下この条において同じとする。）に相当する額を、当社又は請求事業者が別に定めた方法により一括して支払うものとする。	第10条（最低利用期間）  2. 契約者の責に帰すべき事由、又は契約者の都合により、前項に定める最低利用期間内に利用契約が解除又は解約された場合、契約者は、当社又は請求事業者に対して最低利用期間の残余の期間に対応するサービス料金（基本額の部分に消費税等相当額を加算した額とする。以下この条において同じとする。）に相当する額を、当社又は請求事業者が定める次の各号のいずれかの方法により一括して支払うものとする。 (1) 納付書 (2) 請求書 (3) クレジットカード (4) 口座振替
第11条（サービス品目の変更） 1. 契約者は、本規約および他の定めに従うことを条件に、変更申込書を当社に提出することにより本サービスのサービス品目の変更請求を行うことができる。変更後のサービス品目について、利用開始日は別途、当社と協議の上、決定することとする。	第11条（サービス品目の変更） 1. 契約者は、本規約および他の定めに従うことを条件に、変更申込書を当社に提出することにより本サービスのサービス品目の変更請求を行うことができる。変更後のサービス品目について、利用開始日は、当社と協議の上、決定することとする。
第14条（禁止事項） 2. 契約者が、前項に該当する行為を行うことによって、当社又は第三者に損害が生じた場合、本利用契約解除後であっても、契約者は当該損害について全ての責任を負うものとする。	第14条（禁止事項） 2. 契約者が、前項に該当する行為を行うことによって、当社又は第三者に損害が生じた場合、本利用契約解除後であっても、契約者は当該損害について責任を負うものとする。
第18条（サービス料金の支払い方法）  1. 契約者は、サービス料金を当社又は契約事業者が別に定めた方法にて支払うものとする。	第18条（サービス料金の支払い方法）  1. 契約者は、サービス料金を当社又は契約事業者が定める次の各号のいずれかの方法にて支払うものとする。 (1) 納付書 (2) 請求書 (3) クレジットカード (4) 口座振替
2. 契約者は、決済方法として請求書払を利用する場合には、利用契約成立後、当社又は請求事業者が発行する請求書に従い、当社又は請求事業者が指定する期日までに、当社又は請求事業者が別途指定する方法により支払うものとする。なお、支払の際に振込手数料等を要する場合は、契約者が負担するものとする。	2. 契約者は、決済方法として請求書払を利用する場合には、利用契約成立後、当社又は請求事業者が発行する請求書に従い、当社又は請求事業者が指定する期日までに支払うものとする。なお、支払の際に振込手数料等を要する場合は、契約者が負担するものとする。
3. 契約者は、決済方法としてクレジットカードを利用する場合には、当該クレジットカードの利用規約に従うものとする。この場合において、契約者は、当社が本条第1項に規定するサービス料金を、請求事業者が別途当社が指定する方法を通じて徴収することを承認するものとする。	3. 契約者は、決済方法としてクレジットカードを利用する場合には、当該クレジットカードの利用規約に従うものとする。この場合において、契約者は、当社が本条第1項に規定するサービス料金を徴収することを承認するものとする。
4. 契約者は、決済方法として預金口座振替（以下「口座振替」）を利用する場合には、請求事業者が別途指定する方法を通じてサービス料金を口座振替によって徴収することに同意するものとする。	4. 契約者は、決済方法として預金口座振替（以下「口座振替」）を利用する場合には、サービス料金を口座振替によって徴収することに同意するものとする。
5. 契約者と当該クレジット会社、収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社及び請求事業者には一切の責任がないものとする。	5. 契約者と当該クレジット会社、収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社及び請求事業者には責任がないものとする。
第24条（責任の制限） 1. 当社は、本規約に特別の規定がある場合を除き、その原因を問わず、契約者等の本サービスの利用、又は利用できないことに関連して、契約者等に生じた直接、間接、特別、派生、結果損害、逸失利益、営業機会の損失、データの損失、消失等に関する損害を含め、いかなる損害に対してもいかなる責任も負わないものとする。	第24条（責任の制限） 1. 当社は、本規約に特別の規定がある場合を除き、その原因を問わず、契約者等の本サービスの利用、又は利用できないことに関連して、契約者等に生じた直接、間接、特別、派生、結果損害、逸失利益、営業機会の損失、データの損失、消失等に関する損害を含め、責任を負わないものとする。
3. 前項の定めに拘わらず、前項に関連して、第三者が当社に対して何らかの請求を行い、又は訴訟を提起した場合、契約者は当社が当該第三者への対応に際し、あらゆる協力をを行い、可能な限り自ら対応するものとし、また当該請求、訴訟に関連して当社が蒙った一切の損害を賠償するものとする。	3. 前項の定めに拘わらず、前項に関連して、第三者が当社に対して何らかの請求を行い、又は訴訟を提起した場合、契約者は当社が当該第三者への対応に際し、あらゆる協力をを行い、可能な限り自ら対応するものとし、また当該請求、訴訟に関連して当社が蒙った一切の損害を賠償するものとする。
第25条（免責） 1. 当社は、契約者が、第12条（提供中止）又は第13条（提供停止）の規定において、本サービスを利用できなかつたことに起因して生じたいかなる損害についても、契約者及び第三者に対して責任を負わないものとする。	第25条（免責） 1. 当社は、契約者が、第12条（提供中止）又は第13条（提供停止）の規定において、本サービスを利用できなかつたことに起因して生じた損害についても、契約者及び第三者に対して責任を負わないものとする。
2. 本規約のいかなる規定にも拘わらず、前項の規定は、当社が本サービス契約者に対して行う損害賠償の全てを規定したものであり、前項に定める以外、契約者及び第三者が本サービスを利用したことに起因して、又は本サービスを利用できなかつたことに関連して生じた損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとする。?	2. 本規約のいかなる規定にも拘わらず、前項の規定は、当社が本サービス契約者に対して行う損害賠償の全てを規定したものであり、前項に定める以外、契約者及び第三者が本サービスを利用したことに起因して、又は本サービスを利用できなかつたことに関連して生じた損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとする。?
4. 本規約に定めた免責に関する事項は、本規約の準拠法で施行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでの目的とはしていません。そのため、準拠法の施行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。	4. 本規約に定めた免責に関する事項は、本規約の準拠法で施行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでの目的とはしていません。そのため、準拠法の施行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。
第31条（承継・譲渡） 2. 前項の定めにより、契約者が、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた一切の権利及び義務（第21条（債権の譲渡）の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含む。）を承継する。	第31条（承継・譲渡） 2. 前項の定めにより、契約者が、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた一切の権利及び義務（第21条（債権の譲渡）の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含む。）を承継する。
3. 契約者である個人が死亡した場合、その事実を当社が知った日に利用契約を終了することができるものとする。但し、当社はこれを直ちに終了させることなく終了までに期間を置くことができるものとする。なお、すでに支払われた料金については一切返還しないものとする。	3. 契約者である個人が死亡した場合、その事実を当社が知った日に利用契約を終了することができるものとする。但し、当社はこれを直ちに終了させることなく終了までに期間を置くことができるものとする。なお、すでに支払われた料金については返還しないものとする。
4. 契約者である法人が合併、分割、譲渡等により変更がある場合、もしくは、契約者である任意団体の代表者を変更する場合、契約者はその旨をただちに当社指定の書面で通知するものとし、当社はその通知受領後1ヶ月以内に、当該承継者に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとする。当社が解除しなかった場合、承継した者は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとする。	4. 契約者である法人が合併、分割、譲渡等により変更がある場合、もしくは、契約者である任意団体の代表者を変更する場合、契約者はその旨をただちに当社指定の書面で通知するものとし、当社はその通知受領後1ヶ月以内に、当該承継者に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとする。当社が解除しなかった場合、承継した者は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとする。
附則 (実施期日) この改正規定は、2019年10月1日から実施するものとする。	附則 (実施期日) この改正規定は、2020年4月1日から実施するものとする。
（別紙）サービス品質保証（Service Level Agreement：SLA）に関する条件書 3. 保証値	（別紙）サービス品質保証（Service Level Agreement：SLA）に関する条件書 3. 保証値
前項記載のサーバ障害を当社が検知してから、当社が定める標準サポート時間内に4時間以内に当該サーバの障害復旧をいたします。（復旧期限） なお、利用不能時間が当該標準サポート時間内に連続して4時間を超えて発生した場合、別途定める補償金額算定方法により求められた補償金額を翌月以降のご利用金額から減額するものとする。	前項記載のサーバ障害を当社が検知してから、当社が定める標準サポート時間内に4時間以内に当該サーバの障害復旧をいたします。（復旧期限） なお、利用不能時間が当該標準サポート時間内に連続して4時間を超えて発生した場合、（別紙）サービス品質保証（Service Level Agreement：SLA）に関する条件書に定める補償金額算定方法により求められた補償金額を翌月以降のご利用金額から減額するものとする。
◇補償金請求方法 顧客が料金返還を求める場合には、当社宛てにメールで請求するものとする。本SLAに関する請求を行なう場合は、サービス管理番号、契約者名、ドメイン名および、問題が発生した日時を明記し送付するものとする。	◇補償金請求方法 契約者が料金返還を求める場合には、当社宛てにメールで請求するものとする。本SLAに関する請求を行なう場合は、サービス管理番号、契約者名、ドメイン名および、問題が発生した日時を明記し送付するものとする。
4. 例外事項 g. 契約者の責に帰すべき事由により発生した障害によるもの。	4. 例外事項 g. 契約者の責に帰すべき事由により発生した障害によるもの。